

院内感染対策のための指針

平成29年8月1日

医療法人社団 旭川圭泉会病院
院長 直江 寿一郎

旭川圭泉会病院は病院の理念に基づき、感染防止および感染制御の対策に取り組むことで、患者および病院職員に安全で快適な医療環境を提供する。

1.院内感染対策に関する基本的理念

院内感染の発生を未然に防ぎ、感染症発症時に拡大を防止するためには、その原因を速やかに特定し、早期に制圧することが重要である。そのため、院内感染防止対策を職員全員が把握し、病院の理念に則った医療が提供できるよう取り組む。

2.院内における感染対策の委員会等

院長が積極的に感染対策にかかわり、感染対策委員会、感染対策チーム(以下ICT)、リンクナースチーム(以下LNT)が中心となって、全ての職員に対して組織的な対応と教育・啓発活動をする。

感染対策委員会は、院長の諮問委員会であり、検討した諮問事項は院長に答申される。

また、部長会議での検討を経て日常業務化する。感染対策委員会は別にその規定を設け活動する。

ICTは院長の直接的管理下にある日常業務実践チームであり、別に運営規定を定め組織横断的に活動する。

LNTは、ICTとの現場のつなぎ役として感染対策業務を遂行するチームであり、別に運営規定を設け活動する。

3.院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本事項

(1) 旭川圭泉会病院感染対策委員会規程に基づき、感染対策委員会を設置し、院内感染の調査、感染予防の実施、発生時の措置に関する審議・決定を行う。

(2) 院内感染対策のための院内感染管理者及び、その他必要な職員で構成する感染管理部門を設置する。

4.院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的な考え方および防止対策に対する意識の向上を図るために、新入職員対象研修に感染対策研修を行い、全病院職員対象の研修会を年2回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
研修の開催結果は記録し保管する。

5.院内感染症の発生状況の報告に関する基本方針

耐性菌および市中感染症等の院内発生に伴う感染拡大を防止するため、感染症発生状況をICTを通じて病院職員に定期的に通知する。

6.院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が発生した部署の職員は、直ちにICTに報告する。ICTは速やかに感染対策委員会に報告し、発生の原因を究明し改善策を立て、実施する。
発生状況、改善策の実施状況は院内メールにて速やかに周知する。

7.院内感染対策推進基本方策

職員は、感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、マスク、手袋等の着用など、常に感染予防の遵守に努める
職員は、自らが院内感染源とならないよう、職員は37.0℃以上で上司報告、37.5℃以上で速やかに受診する。

職員は、定期健康診断を受け 健康管理に努める。

感染対策マニュアルは、定期的に見直しを行い、病院職員へ周知徹底を図る。

8.患者等に対する情報提供と説明

患者本人および患者家族に対して、適切なインホームドコンセントを行う。

- ・疾病の説明と共に、感染制御の基本についても説明して、理解を得た上で協力を求める。
- ・必要に応じて感染率などの情報を公開する。

9.患者等に対する本方針の閲覧に関する基本方針

- ・外来、病棟内において誰でも閲覧できるよう掲示する。
- ・感染対策マニュアルに掲載するとともに、ホームページに内容を開示しいつでも閲覧できるものとする。

感染対策委員会



医療法人社団 旭川圭泉会病院
ASAHIKAWA KEISENKAI HOSPITAL